

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会 第2回会議	
開 催 日 時	平成26年2月21日（金） 午後3時00分～3時46分	
開 催 場 所	川島町役場別館第2会議室	
議 題	<p>(1) 会議の公開について</p> <p>(2) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について</p> <p>(3) 諮問事項</p> <p>(4) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川島町個人情報保護条例の改正について ・ 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について <p>(5) その他</p>	
公開・非公開の別	公 開	
非 公 開 の 理 由 (非公開の場合のみ)		
出 席 者	委 員	吉田 豊子、蓮見 重人、矢内 大介、小久保 彰、牛村 節子、 福島 彰、佐々木 美代子、爲谷 健一、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 粕谷 克己、嶋田 時夫、江間 裕一、田中 宏
配 布 資 料	<p>資料1 川島町個人情報保護条例改正案（新旧対照表）</p> <p>資料2 個人情報の取扱いについて（答申）</p> <p>資料3 平成25年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の 運用状況（平成26年2月19日現在）</p>	

審議会等の内容・概要

1 開会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ 三井 俊秀 会長

4 議事

(1) 会議の公開について

- ・ 個人情報を含む内容の審議ではないことから公開と決定した。

(2) 会議録記録方法及び会議録署名委員の指名について

- ・ 会議録は発言者の名前は記載せず、発言内容ごとに要点記録とすることとし、会議録署名委員は会長の指名により、矢内大介委員及び小久保彰委員に決定した。

(3) 諮問事項

- ・ 諮問事項なし

(4) その他

- ・ 川島町個人情報保護条例の改正について

資料2により、第1回審議会の諮問事項の答申について説明。

行政書士や司法書士等から、職務上請求書で住民票、戸籍等の申請があるが、不正取得が発覚した場合、不正に戸籍等が取得された旨の通知を被害者へ送付している。

職務上請求書を自己情報の開示請求により申請があった場合、士業者に依頼した依頼者氏名を公開することができるかどうかについて、開示する必要があるが、現行の条例では個人情報として取り扱わなければならないが、また、裁量的開示等の規定もないため、開示するためには条例改正などの整備が必要であるとの答申を受けた。

答申を踏まえ、裁量的開示の条文の追加、また、平成14年の条例施行以来、改正を行っていなかったため、実施機関に水道事業の管理者の権限を行う町長の追加、個人情報の定義の見直し、実施機関内での情報の利用及び存否応答拒否についての条文の追加を行った旨説明。

【会長】 補足として、個人情報の定義について、国の法律、県の条例が改正された関係上あわせる訳であるが、生存する個人が自己情報を開示する請求を求める。

生存しない方については、開示請求することが出来ないためこのような規定となる。ただし、亡くなった方の個人情報、情報公開条例の対象になる可能性があるが、生存する個人の情報に関連するような亡くなった方の個人情報については、この個人情報保護条例上の取り扱いとなる。

第9条の個人情報の内部利用について、例えば今回の大雪で交通途絶で閉じ込められてしまった人がかなりいるが、大きな災害があったとき、どこにどういう方がいるか、特に民生委員などが把握していればいいが、独居の方の情報等が内部で利用できずに取り残されてしまう場合があるため、この規定を設け、必要な限度で保有個人情報を内部で利用する条例は必要であると思う

裁量的開示については、第1回会議での意見の中で、このような形で保有個人情報を開示することができる規定を設けるとしたが、現実的には、第2条の個人情報の定義を厳格にしたので、氏名だけでは個人情報に当たらないような定義となってくる。個人情報の定義が氏名、生年月日その他の情報でとなると、裁量的開示の条文を入れたことからより明確になる。

存否情報については、情報公開条例にはあるが、例えば、県のがんセンターに自分のカルテを開示請求すると、不開示と回答してもカルテがあるとわかってしまい、自分ががんであるとわかってしまうなどの場合がある、あるかないかを含めて拒否をするのがこの規定である。

【委員】第11条の電子計算機の回線による結合の制限について、今後町はクラウドについて、若い職員などはいろいろなことが出来てしまうと思うが、管理等どのように考えているか。

【事務局】クラウド化については当然進んでいく話である。第11条により必ずしも外部と結合することが出来ないわけではないが、扱える個人情報の量は大きくなるため、情報の管理について研修を実施していかなければならない。

【委員】電子機器については、どのように心配していいのかもわからないが、知らない人がアクセスできる、個人情報が流出することなどが考えられるため、いろいろと制限が加えられると思うが、今後、具体的にどうするかわからないが、きちっとやっていただきたい。

【事務局】埼玉県町村会が中心となって、川島町については27年度から町村会が一

括管理する情報を各町村が使用する県のクラウドに参画する。経費的な効果が出るが、常態が接続して仕事をする事となり、原則庁内だけだった使用がまったく逆の状態になってしまう。

回線を利用してデータを搾取されてしまうことなどが危惧される。町でも安全維持に努めるとともに職員研修を通じて、情報漏えいにより町民に迷惑がかからないよう対応したい。

目前に控えたクラウド化に対応する例規の改正も必要ではないかと考える。

【会長】10年くらい前から住基ネットは電算化しており、日本全国どこの市町村でも住民票が取れるようになった。不正に情報を引き出して、ストーカー事件が起きてしまっているが、取り扱う職員に対しての制限を2重3重にかければ問題も起きないのではないかと考える。

【委員】実施機関について、水道事業の管理者の権限を行う町長とあるが、水道事業管理者ではいけないのか。

【事務局】町では、水道事業管理者を設置していないため、このような表記となる。


・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局より、資料3に基づき平成26年2月19日までの件数、開示結果、請求内容等について。

5 その他

現在の委員の委嘱期間は、平成27年3月31日までであるため、平成26年度の会議の日程について、平成26年度第1回会議を夏頃、第2回会議を平成27年2月頃を予定している旨説明。

6 閉会 吉田副会長

署名	小久保 勲 
	矢内 大介 